

南山大学における休学および退学に関する規程

(目的)

第1条 南山大学学則第28条および南山大学大学院学則第96条に定める休学、ならびに南山大学学則第30条および南山大学大学院学則第96条の2に定める退学に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(基本原則)

第2条 南山大学学則第28条および大学院学則第96条に定める休学、ならびに南山大学学則第30条および大学院学則第96条の2に定める退学は、学生の願い出があった日以後に、これを認めるものとする。

(申請期限)

第3条 南山大学学則第28条および大学院学則第96条に定める休学は、休学を希望するクォーターの前クォーター末日までに申請を行わなければならない。ただし、理由を添えて申請した場合は、申請期限の延長を認めることがある。この場合の申請は、休学を希望するクォーターの前クォーター末日になされたものとみなす。

② 南山大学学則第30条および大学院学則第96条の2に定める退学は、退学を希望する日の属するクォーター末日までに申請を行わなければならない。ただし、理由を添えて申請した場合は、申請期限の延長を認めることがある。この場合の申請は、退学を希望する日の属するクォーター末日になされたものとみなす。

③ 前2項但し書きに定める期限の延長は、休学の場合にあつては、休学を希望するクォーターの授業科目履修登録変更期限を、退学の場合にあつては、退学を希望する日の属する翌クォーターの授業科目履修登録変更期限を、超えることができない。

④ クォーター制を導入しない研究科の課程については、前3項に定めるクォーターは、学期と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。